

平成29年3月に公布した条例

| 条例番号 | 条例名 | 制定改廃等の理由及び概要 | 所管課名 |
|------|------------------------------|--|----------|
| 第1号 | 伊勢崎市政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 | <p>【理由】</p> <p>政務活動費の交付方法の見直しに伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付方法を、原則後払いに改め、例外として議長が特に認めた場合は概算払を認めることとするもの 2 支出状況報告書の提出に関する規定を加えるもの 3 政務活動費の返還に関する規定を改めるもの 4 支出状況報告書の保存及び公開に関する規定を加えるもの | 議会事務局庶務課 |
| 第2号 | 伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例 | <p>【理由】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供等記録に条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供があったときに記録された特定個人情報を含めるもの 2 訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合の通知先に条例事務 | 総務部総務課 |

| | | | |
|-----|-------------------------------------|---|-----|
| | | <p>関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を加えるもの</p> <p>3 引用する条項ずれを改めるもの</p> | |
| 第3号 | 伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | <p>【理由】</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>介護を行う職員の時間外勤務の制限を改めるもの</p> | 職員課 |
| 第4号 | 伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | <p>【理由】</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び児童福祉法の一部改正並びに非常勤職員の育児休業及び部分休業に関する制度の整備に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 第1条関係</p> <p>(1) 育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、育児休業の再取得に関する規定を整備するもの</p> <p>(2) 介護時間の新設に伴い、部分休業に関する規定を整備するもの</p> <p>(3) 非常勤職員の育児休業及び部分休業に関する制度を整備するもの</p> | 職員課 |

| | | | |
|-----|--------------------------------|--|------|
| | | <p>2 第2条関係</p> <p>里親に係る規定の用語を改めるもの</p> | |
| 第5号 | 伊勢崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例 | <p>【理由】</p> <p>人事院規則の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるもの</p> | 職員課 |
| 第6号 | 伊勢崎市職員退職手当基金条例を廃止する条例 | <p>【理由】</p> <p>退職手当基金を廃止することに伴い、廃止の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>職員退職手当基金を廃止するもの</p> | 職員課 |
| 第7号 | 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例 | <p>【理由】</p> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 第1条関係</p> <p>(1) 個人市民税について、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成33年12月31日まで2年6箇月延長するもの</p> <p>(2) 軽自動車税について、グリーン化特例の適用期限を1年間延長し、平成28年度中に新車登録したものに限り平成29年度分に適用するもの</p> | 市民税課 |

| | | | |
|-----|---------------------|--|--------|
| | | <p>2 第2条関係</p> <p>(1) 3輪以上の軽自動車を取得した際に環境性能に応じた課税を行う環境性能割に係る関係規定を新設するとともに、現行の軽自動車税を種別割とするもの。なお、環境性能割の賦課徴収及び減免の決定については、当分の間、県が行うとする特例を設けるもの</p> <p>(2) 平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人市民税について、法人税割の税率を12.1%から8.4%に引き下げるもの</p> <p>3 第3条関係</p> <p>軽自動車税関係の読替規定の引用条項を改めるもの</p> <p>4 第4条関係</p> <p>たばこ税関係の読替規定の引用条項を改めるもの</p> | |
| 第8号 | 伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例 | <p>【理由】</p> <p>建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を徴収すること及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を徴収することとし、その額を定めるもの</p> <p>2 引用する条項ずれを改めるもの</p> | 建築指導課 |
| 第9号 | 伊勢崎市特定教育・保育施設及び | <p>【理由】</p> <p>児童福祉法等の一部を改正する法律によ</p> | こども保育課 |

| | | | |
|------|---------------------------------|---|-------|
| | 特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 | <p>る児童福祉法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 養育里親の定義を引用する条項を改めるもの</p> <p>2 情緒障害児短期治療施設を児童心理治療施設に改めるもの</p> <p>3 里親の定義を引用する条項を改めるもの</p> | |
| 第10号 | 伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例 | <p>【理由】</p> <p>福祉医療費支給対象者の拡大に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>福祉医療費の支給対象者のうち療育手帳を所持するものについて、B1判定の者及びB2判定の者の一部まで受給資格を拡大するもの</p> | 年金医療課 |
| 第11号 | 伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例 | <p>【理由】</p> <p>出えん額に対する保証額の上限を無くすこと及び群馬県小口資金融資促進制度に準じることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 保証協会保証枠について出えん金の60倍に限定する制限を無くすもの</p> <p>2 融資残額の借換え及び平成28年度以前に行った小口資金融資の融資期間延長を平成29年度も可能とするもの</p> | 商工労働課 |
| 第12号 | 伊勢崎市道路標識の寸法を定め | <p>【理由】</p> <p>道路標識、区画線及び道路標示に関する</p> | 道路維持課 |

| | | | |
|------|------------------------------------|---|--------|
| | る条例の一部を改正する条例 | 命令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 案内標識の番号のずれを改めるもの | |
| 第13号 | 伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 | 【理由】 伊勢崎都市計画地区計画の変更に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 1 境百々地区の地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められる区域に対し、建築基準法の規定に基づき、建築物に関する制限を行うもの 2 田中町地区及び伊勢崎駅周辺地区における建築物に関する制限について、地区整備計画の変更に合わせ、用語を整理するもの | 都市計画課 |
| 第14号 | 伊勢崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 | 【理由】 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ並びに地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 1 扶養手当の支給対象者である扶養親族の区分を改めるもの 2 給与の減額に関する規定について、育児部分休業の子の規定を改めるとともに、介護時間の規定を加え、要介護者の規定を整理するもの | 水道局総務課 |

| | | | |
|------|---------------------------------------|---|-------------|
| 第15号 | 伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例 | <p>【理由】</p> <p>消防法令に関する重大な違反のある防火対象物に係る公表制度の導入に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 防火対象物の設備等の状況が、消防法又は消防法施行令の規定に違反する場合にその内容を公表することとするもの</p> <p>2 公表に該当する防火対象物の関係者にその旨を通知することとするもの</p> <p>3 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続を規則で定めることとするもの</p> | 予防課 |
| 第16号 | 伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 | <p>【理由】</p> <p>大学生等の消防団への加入促進を図ることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>消防団員任命資格について、区域内に通学する者を加えるもの</p> | 消防本部 総務課 |
| 第17号 | 伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例 | <p>【理由】</p> <p>地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正及び所得税法等の一部を改正する等の法律による法人税法の一部改正並びに地方税法施行令の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 伊勢崎市市税条例の一部改正</p> <p>(1) 個人市民税関係</p> <p>ア 特定配当等、特定株式等譲渡所得</p> | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>金額、特例適用配当等及び条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化するもの</p> <p>イ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの</p> <p>ウ 優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの</p> <p>(2) 法人市民税関係</p> <p>ア 延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を改めるもの</p> <p>(3) 固定資産税関係</p> <p>ア 被災住宅用地等に対する特例措置及び耐震又は省エネ改修に伴う住宅に対する特例措置を拡充するもの</p> <p>イ 地方税法の一部改正に伴う項ずれを改めるもの</p> <p>(4) 軽自動車税関係</p> <p>ア 一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じた軽課を行うグリーン化特例の適用について燃費基準を引き上げた上で、期限を2年間延長し、平成29年度及び平成30年度に新車登録したものに限り、それぞれ、翌年度分の軽自動車税の税率を軽減する</p> | |
|--|--|---|--|

| | | | |
|------|-------------------------|--|--|
| | | <p>もの</p> <p>イ グリーン化特例の適用を受けた軽自動車の軽自動車税について、自動車製作者等の不正行為に起因し納付不足額が発生した場合には、当該自動車製作者等は当該納付不足額を納める義務があるものとする規定を新設するもの</p> <p>2 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年伊勢崎市条例第7号）の一部改正</p> <p>読替規定の引用条項を改めるもの</p> | |
| 第18号 | 伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例 | <p>【理由】</p> <p>地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>課税標準の特例に係る読替規定の引用条項の項ずれを改めるもの</p> | |
| 第19号 | 伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | <p>【理由】</p> <p>地方税法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 5割減額対象世帯の減額所得基準について、被保険者1人につき加算する金額を26万5,000円から27万円に改めるもの</p> <p>2 2割減額対象世帯の減額所得基準について、被保険者1人につき加算する金額を48万円から49万円に改めるもの</p> | |